

北海道農業次世代人材投資事業実施要領

	平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知
改正	平成 24 年 9 月 10 日付け経営第 653 号北海道農政部長通知
改正	平成 25 年 2 月 26 日付け経営第 1149 号北海道農政部長通知
改正	平成 25 年 5 月 16 日付け経営第 390 号北海道農政部長通知
改正	平成 26 年 2 月 6 日付け経営第 1879 号北海道農政部長通知
改正	平成 26 年 4 月 1 日付け経営第 105 号北海道農政部長通知
改正	平成 27 年 2 月 3 日付け経営第 1696 号北海道農政部長通知
改正	平成 27 年 5 月 11 日付け経営第 242 号北海道農政部長通知
改正	平成 28 年 4 月 1 日付け経営第 196 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 4 月 6 日付け経営第 21 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 8 月 1 日付け経営第 709 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 9 月 20 日付け経営第 902 号北海道農政部長通知
改正	平成 30 年 5 月 15 日付け経営第 231 号北海道農政部長通知
改正	平成 30 年 10 月 23 日付け経営第 952 号北海道農政部長通知
改正	平成 31 年 4 月 26 日付け経営第 199 号北海道農政部長通知
改正	令和 2 年 6 月 23 日付け経営第 521 号北海道農政部長通知
改正	令和 3 年 6 月 25 日付け経営第 675 号北海道農政部長通知
改正	令和 4 年 8 月 8 日付け技普第 863 号北海道農政部長通知
改正	令和 5 年 5 月 11 日付け技普第 227 号北海道農政部長通知
改正	令和 6 年 4 月 1 日付け技普第 1820 号北海道農政部長通知

北海道農業次世代人材投資事業の実施に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産省事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産省事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産省事務次官依命通知）及び新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産省事務次官依命通知）に定めるもののほかこの要領の定めによるものとする。

第 1 事業の内容

北海道の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後に農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

第 2 事業の種類

- 1 就農準備資金及び就農準備支援資金（以下「準備型等」という。）
次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業
- 2 経営開始型、経営開始資金及び経営開始支援資金（以下「経営開始型等」とい

う。)

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業

3 推進事業

事業実施（交付）主体が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

第3 事業実施（交付）主体

1 準備型等

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）

2 経営開始型等

市町村

ただし、本事業を実施できる市町村は、第6の3（11）及び第6の4の（11）に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

第4 農業次世代人材投資資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で準備型等及び経営開始型等を交付する。

1 就農準備資金

（1）就農準備資金の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第5の1の（1）の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認める新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記6の第3の2（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された別記の準備型等における研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）別記の3の先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

（エ）国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

- b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- ウ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「新規就農者促進研修事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。
- オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という）又は独立・自営就農（3の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。
- カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年就農計画（基盤強化同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。
- キ 第5の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると公社が認める場合に限り、採択を可能とする。公社は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5の1の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- ケ 第5の1（1）研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応

じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第5の1の(4)の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 第6の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)。

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産省事務次官依命通知)別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると公社が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア) (3)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(イ) (3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (3)のオに該当した場合

(イ) 研修終了後(研修中止後及び第5の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ) (2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の(1)のイの(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合

(エ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合

(オ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等

就農計画の認定を受けなかった場合。

- (カ) 交付期間（第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍（(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
- (キ) 就農後、交付期間（第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）で第5の1の(7)の報告を行わなかった場合。
- (ク) 虚偽の申請等を行った場合。

2 就農準備支援資金

- (1) 就農準備支援資金の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。
 - ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 - イ 第5の2の(1)の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認めるポータルサイトに公表された別記の準備型等における研修機関等で研修を受けること。
 - (イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (ウ) 先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - (エ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
 - ウ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
 - エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けて

いないこと。また、過去に本事業、農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者促進研修事業、就農準備支援事業又は就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という）又は独立・自営就農（4の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農（4の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 第5の2の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると公社が認める場合に限り、採択を可能とする。公社は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5の2の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

ケ 第5の2の（1）の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（2）交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第5の2の（4）の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 第6の2の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合（例

：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産省事務次官依命通知）別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると公社が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア) (3) のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (3) のオに該当した場合。

(イ) 研修終了後（研修中止後及び第5の2の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の2の（7）のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ) (2) のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の（1）のイの（エ）のaの農業経営を実現できなかった場合。

(エ) 親元就農をした者が、（1）のオで確約したことを実施しなかった場合。

(オ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

(カ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（（2）のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第5の2の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(キ) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第5の2の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）で第5の2の（7）の報告を行わなかった場合。

(ク) 虚偽の申請等を行った場合。

3 経営開始資金

(1) 経営開始資金の交付対象者は、アからシの全て又はスの要件を満たす者とする。

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア) 及び (イ) の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ) 及び (エ) の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
- (ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「農地法」という。）第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条基に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
- (イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第 2 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- (ア) 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
- (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。市町村は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- カ 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若

しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

（ア）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

（イ）新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記3雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（ウ）経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市町村は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 令和34月以降に農業経営を開始した者であること

シ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス 第6の3の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（2）交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。また、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、（2）のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

（ア）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（イ）主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

（ウ）夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は（2）のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第5の3の（6）の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。

オ 第6の3の（5）の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点

から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。

ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始資金の交付期間（第6の3の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第5の3の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

4 経営開始支援資金

(1) 経営開始支援資金の交付対象者は、アからシの全て又はスの要件を満たす者とする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象

者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。市町村は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ)に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、「人・農地プラン進め方通知」の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは「人・農地プランに位置づけられた者等」。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(イ) 雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込

まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市町村は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 令和 3 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること

シ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス 第 6 の 4 の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（2）交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円（1 年につき 150 万円）とする。また、交付期間は最長 3 年間（経営開始後 3 年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間 1 月につき夫婦合わせて、（2）のアの額に 1.5 を乗じて得た額（1 円未満は切捨て）を交付する。

（ア）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（イ）主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

（ウ）夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間 1 年につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。

なお、経営開始後 3 年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備支援資金又は（2）のアの交付を受けている場合は、その 3 年度目を超えている農業者）が法人の役員に 1 名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第 5 の 4 の（6）の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 6 の 4 の（5）の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」

を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1, 200 時間）未満である場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が 600 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。

ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始資金の交付期間（第 6 の 4 の (13) のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第 5 の 3 の (6) のウの手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

第 5 交付対象者対象者の手続

準備型等及び経営開始型等の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。

1 就農準備資金

(1) 研修計画の承認申請

就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第 1 号）を作成し、農業経営者育成教育機関（以下「教育機関」という。）又は研修教育機関の所在地の市町村における担い手の育成・確保を総合的に推進する機関（以下「地域担い手育成センター」という。）を通じて、公社に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1) の承認を受けた者が研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3-1号）を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で公社が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(4) 研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて(2)の手続に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、(1)の手続に準じて、公社に承認申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修

届（別紙様式第 11 号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。

継続研修を行う場合、第 4 の 1 の（4）のイの（イ）の研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 12 号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第 13 号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届（別紙様式第 14 号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 ヶ月以内までに就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を公社に提出する。

カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を公社に提出する。

(8) 返還免除

準備資金交付対象者は、第 4 の 1 の（4）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第 18 号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

(9) その他

- ア 第4の1の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。
- イ アを提出し、第6の1の(12)の承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、第5の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続を行うこととする。

2 就農準備支援資金

(1) 研修計画の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する(研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で公社が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(4) 研修状況報告

就農準備支援資金の交付を受けた者(以下「準備支援資金交付対象者」という。)は、研修状況報告書(別紙様式第4号)を教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は交付対象となる研修期間の半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備支援資金交付対象者は、資金の受給を中止する場合は教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備支援資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は農業経営者育成教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届(別紙様式第7号)を提出する。

イ アの休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届(別紙様式第8号)を提出する。

ウ 準備支援資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、

交付対象となる研修期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（２）の手續に準じて研修計画の交付対象となる研修期間の変更を申請する。

（７）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後６年間に、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就農状況報告（別紙様式第９号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

なお、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第１０号）を作成し、（１）の手續に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後１か月以内に継続研修届（別紙様式第１１号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則１か月以内に開始するものとし、その期間は原則として４年以内とする。

継続研修を行う場合、第４の２の（４）のイの（イ）の「研修終了後１年以内」は「継続研修の終了後１年以内」と読み替えるものとする。とは継続研修の終了後１年以内とする。また、継続研修の期間中は（４）の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備支援資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後６年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所等変更届（別紙様式第１２号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備支援資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後１年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第１３号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

なお、就農遅延期間は研修終了後から原則２年以内とする。

エ 就農報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後１か月以内に就農届（別紙様式第１４号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

オ 就農中断報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（別紙様式第15号）を公社に提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を公社に提出する。

カ 離農報告

準備支援資金交付対象者となる研修期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を公社に提出する。

(8) 返還免除

準備支援資金交付対象者は、第4の2の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情がある場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

(9) その他

ア 第4の2の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書（別記様式第28号）を教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

イ アを提出し、第6の2の(12)の承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、第5の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続を行なうこととする。

3 経営開始資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第6の3の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第19号）を作成し、市町村に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日

から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始資金の交付を受けた者（以下「開始資金交付対象者」という。）は、経営開始資金の受給を中止する場合は市町村に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて（2）の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4の3の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を市町村に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手續を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を市町村に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市町村に提出する。

イ 住所等変更報告

開始資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに市町村に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

エ 離農報告

開始資金交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を市町村に提出する。

(7) 返還免除

開始資金交付対象者は、第4の3の(4)のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を市町村に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(9) その他

ア 第4の4の(1)のシに該当する者は、営農実施申請書（別記様式第29号）を作成し、市町村に提出する。

イ アを提出し、第6の3の(14)の承認を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、第5の4の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。

4 経営開始支援資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始支援資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第6の4の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第19号）を作成し、市町村に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始支援資金の交付を受けた者（以下「開始支援資金交付対象者」とい

う。)は、経営開始支援資金の受給を中止する場合は市町村に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始支援資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届(別紙様式第7号)を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始支援資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(別紙様式第20号)を提出する。

ウ 開始支援資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4の4の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を市町村に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を市町村に提出する。

さらに、開始支援資金交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市町村に提出する。

イ 住所等変更報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第12号)を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始支援資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに市町村に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

エ 離農報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第21号)を市町村に提出する。

(7) 返還免除

開始支援資金交付対象者は、第4の4の(4)のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を市町村に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(9) その他

ア 第4の4の(1)のヌに該当する者は、営農実施申請書(別記様式第29号)を作成し、市町村に提出する。

イ アを提出し、第6の4の(14)の承認を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、第5の3の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。

第6 交付主体の手続等

準備型及び経営開始型の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。

1 就農準備資金

(1) 研修計画等の承認

ア 公社は、就農準備資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

イ 就農準備資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の準備型等における研修機関等の2及び3の場合は、研修教育機関等認定申請書(別紙様式第22号。以下「申請書」という。)を作成の上、公社を経由して知事に申請し、承認を得るものとする。

ウ 公社は、研修機関等が作成した申請書に、研修教育機関一覧(別紙様式第23号)を添えて知事に提出する。

エ 知事は、提出された研修教育機関が適当であると認めるときは、承認を行うものとし、審査の結果を申請した研修教育機関及び公社に通知する。

オ 公社は、アの審査の結果、第4の1の(1)の要件を満たし、「交付対象者の考え方」を踏まえて資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認められた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、関係機関及び団体に構成する審査会で審議を行うものとし、関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画等の変更の承認

ア 公社は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

イ 研修教育機関が認定された内容を変更する場合は、(1)の手続に準じて、承認を得るものとする。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた公社は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月分から1年分までの間で公社が定める単位での資金を交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた公社は、研修機関等や地域担い手育成センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は研修機関等や地域担い手育成センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト(別紙様式第5号)を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表(成績表が発行されている場合)

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた公社は、(1)の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第4の1の(1)の要件」を「第4の1の(1)のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

公社は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第4の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を

確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、市町村、都府県に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の市町村（地域担い手育成センター）及び都府県（都府県青年農業者等育成センター）と協力し、確認する。

(ア) 経営開始資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者

3の(5)のアによる確認結果について、経営開始資金の市町村（地域担い手育成センター）に照会する。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

3の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

公社は、準備資金交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、公社は就農遅延届の提出があった準備資金交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

公社は、独立・自営就農する準備資金交付対象者から就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

公社は、準備資金交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、公社は就農中断届の提出のあった準備資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

公社は、準備資金交付対象者から中止届の提出があった場合又は第4の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 公社は、準備資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 公社は、準備資金交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

公社は、準備資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第4の1の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は

資金の返還を免除することができる。

(10) 交付情報等の登録

公社は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の構築

公社は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別記の準備型等における研修機関等、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイトにおいて公表するものとする。

(12) その他

ア 公社は、第5の1の（9）の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算範囲内で承認する。

イ 公社は、アの承認を受けた者については、（1）から（9）まで及び(11)の規定にかかわらず、第6の2の（1）から（9）まで及び（11）の規定に基づき手続を行なうこととする。

2 就農準備支援資金

(1) 研修計画等の承認

ア 公社は、就農準備支援資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

イ 就農準備支援資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の準備型等における研修機関等の2及び3の場合は、研修教育機関等認定申請書（別紙様式第22号。以下「申請書」という。）を作成の上、公社を経由して知事に申請し、承認を得るものとする。

ウ 公社は、研修教育機関が作成した申請書に、研修教育機関一覧（別紙様式第23号）を添えて知事に提出する。

エ 知事は、提出された研修教育機関が適当であると認めたときは、承認を行うものとし、審査の結果を申請した研修教育機関及び公社に通知する。

オ 公社は、アの審査の結果、第4の2の（1）の要件を満たし、「交付対象者の考え方」を踏まえて資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、関係機関及び団体で構成する審査会で審議を行うものとし、関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

ア 公社は、研修計画の変更申請があった場合は、（1）の手続に準じて、承認する。

イ 研修教育機関が認定された内容を変更する場合は、（1）の手続き準じて、承認を得るものものとする。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた公社は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。研修計画の承認後、当該承認の年度内に速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は1ヶ月分から1年分までの間で公社が定める単位で資金を交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた公社は、研修機関や地域担い手育成センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか、研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は農業大学校等の農業経営者育成教育機関や地域担い手育成センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表（成績表が発行されている場合）

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた公社は、(1)の手順に準じて承認する。ただし、この場合「第4の2の(1)の要件」を「第4の2の(1)のアの要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

公社は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備支援資金の交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第4の2の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、市町村、都府県に就農した者及び全国

農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の市町村（地域担い手育成センター）及び就農先の都府県と協力し、確認する。

なお、公社は、交付対象者が第4の2の（1）のオの親元就農後に独立・自営就農し基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について市町村等に確認する。

（ア）経営開始資金交付対象者又は経営開始支援資金交付対象者

3の（5）のアによる確認結果について、経営開始資金又は経営開始支援資金の市町村（地域担い手育成センター）に照会する。

（イ）農の雇用事業の研修生となっている者

雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

（ウ）（ア）又は（イ）以外の者

3の（5）のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

公社は、準備支援資金交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、公社は就農遅延届の提出があつた準備支援資金交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

公社は、独立・自営就農する準備支援資金交付対象者から就農報告の提出があつた場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

公社は、準備支援資金交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、公社は就農中断届の提出があつた交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

（7）交付の中止

公社は、準備支援資金交付対象者から中止届の提出があつた場合又は第4の2の（3）のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

（8）交付の休止

ア 公社は、準備支援資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 公社は、準備支援資金交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができる場合、資金の交付を再開する。

（9）返還免除

公社は、準備支援資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容

が第4の2の(4)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 交付情報等の登録

公社は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の構築

公社は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別記の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

(12) その他

ア 公社は、第5の2の(9)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

イ 公社は、アの承認を受けた者については、(1)から(9)まで及び(11)の規定にかかわらず、第6の1の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき手続を行なうこととする。

3 経営開始資金

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

市町村は、経営開始資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、農業改良普及センター等の関係機関、(11)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の承認

市町村は、経営開始資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第4の3の(1)の要件を満たし、「交付対象者の考え方」を踏まえて、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、農業改良普及センター等の関係機関や(11)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(3) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(2)の手続に準じて、承認する。

(4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位で資金を交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市町村は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 開始資金交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特別作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

ウ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった開始資金交付対象者の就農再

開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 交付の中止

市町村は、開始資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4の3の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 市町村は、開始資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

市町村は、開始資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第4の3の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

市町村は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

ア 市町村は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村は、別紙様式第26号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。

イ 市町村は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、

サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）について行うものとする。

（ア）第6の3の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（イ）第6の3の（2）の審査への参加

（ウ）第6の3の（5）の就農状況の確認、助言及び指導

（12）農業共済等の積極的活用等

市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営安定を図るため、農業共済その他の農業関係への保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努める者とする。

（13）交流会の開催

道は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

（14）その他

ア 市町村は、第5の3の（9）の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

イ 市町村は、アの承認を受けた者については、（1）から（8）まで及び（10）の規定にかかわらず、第6の4（1）から（8）まで及び（10）の規定に基づき手続の行なうこととする。

4 経営開始支援資金

（1）青年等就農計画等作成への助言及び指導

市町村は、経営開始支援資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、農業改良普及センター等の関係機関、（11）のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

（2）青年等就農計画等の承認

市町村は、経営開始支援資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第4の4の（1）の要件を満たし、「交付対象者の考え方」を踏まえて、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、農業改良普及センター等の関係機関や（11）のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

（3）青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、（2）の手続に準じて、承認する。

（4）資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うも

のとする。資金の交付は、1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位で資金を交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市町村は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 開始支援資金交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特別作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

ウ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始支援資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の

中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった開始支援資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 交付の中止

市町村は、開始支援資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4の4の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 市町村は、開始支援資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始支援資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

市町村は、開始支援資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第4の3の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

市町村は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

ア 市町村は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村は、別紙様式第26号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。

イ 市町村は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農

業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）について行うものとする。

（ア）第6の4の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（イ）第6の4の（2）の審査への参加

（ウ）第6の4の（5）の就農状況の確認、助言及び指導

(12) 農業共済等の積極的活用等

市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営安定を図るため、農業共済その他の農業関係への保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努める者とする。

(13) 交流会の開催

道は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

(14) その他

ア 市町村は、第5の4の（9）の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

イ 市町村は、アの承認を受けた者については、（1）から（8）まで及び（10）の規定にかかわらず、第6の3（1）から（8）まで及び（10）の規定に基づき手続を行なうこととする。

5 交付対象者情報の共有

(1) 道は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、道、公社及び市町村は、交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) 公社及び市町村は、新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第7の3（2）のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(3) 都府県で就農準備資金の交付を受けた交付対象者が北海道で就農した場合、公社及び就農地の市町村は就農状況の確認に協力する。

(4) 1の（6）のア又は2の（6）のアの照会を受けた経営開始資金の市町村は、就農状況の確認に係る情報を提供する。

(5) 公社及び市町村は、新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第6の10の照会があつた場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(6) 道、公社及び市町村は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第24号により適切に取り扱うものとする。

第7 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 準備型等交付計画の作成

ア 公社は、準備型等交付計画（別紙様式第25号）を作成し、知事に提出して承認を得るものとする。

イ 知事は、提出された準備型等交付計画の内容が適当であると認めたときは、承認を行うものとする。

(2) 市町村事業計画の作成

ア 市町村は、市町村事業計画（別紙様式第26号）を作成し、総合振興局長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）に提出して承認を得るものとする。

イ 総合振興局長等は、経営開始型等交付計画の承認を行う場合は、あらかじめ農政部長に協議するものとする。

(3) 計画の重要な変更

（1）の準備型等交付計画、（2）の市町村事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、事業計画の作成の手續に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 準備型等交付計画における資金総額の増又は30%を超える減

ウ 市町村事業計画における資金総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業費の増

(4) 計画の軽微な変更

市町村が交付計画における資金総額の30%を超えない減額変更を行う場合は、総合振興局長等が減額承認を行い承認した計画書の写しを農政部長に提出すること。

2 事業の着手

(1) 本事業については、原則として公社又は市町村が北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第4条の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した北海道農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（別紙様式第27号）を1の（1）にあつては知事、1の（2）にあつては総合振興局長等に提出するものとする。

(3) （2）により交付決定前に事業に着手する場合、公社又は市町村は補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

(1) 準備型等事業実績の報告

公社は、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領（平成24年5月14日付け経営第260号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。）第

4の9の(1)により、事業実績の報告を行うものとする。

なお、実績報告に当たっては、教育機関や就農地の地域担い手育成センター等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

また、別紙様式第25号別添1、別添2及び別添3を併せて提出する。

(2) 市町村事業実績の報告

市町村は、交付要領第5の9の(1)により、事業実績の報告を行うものとする。

なお、実績報告に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営開始計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

また、別紙様式第26号別添1及び別添2を併せて提出する。

(3) 道によるフォローアップ

ア 知事は(1)の報告を踏まえ、必要に応じて、公社に対し、指導及び助言を行うものとする。

イ 総合振興局長等は(2)の報告を踏まえ、必要に応じて、市町村に対し、指導及び助言を行うものとする。

第8 推進事業

資金の交付事業を推進するため、公社又は市町村は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、公社又は市町村の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第9 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 公社又は市町村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 道は、公社又は市町村等の協力を得て、本事業に係る機関等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。
- 3 道は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、公社、市町村、本事業に係る機関・団体及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

- 4 道は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を国に報告する。

附則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年2月6日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、従前の例によるものとする。
- 2 ただし、改正後の第4の1の(1)のカ、第4の2の(1)のキ、第6の1の(10)、第6の2の(9)、第6の3の(1)及び(5)については改正後の本要領を適用するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の1(3)、第5の2(3)、第6の1(3)及び第6の2(3)については、改正後の本要領を適用するものとする。
- 3 改正前の本要領の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第4の2の(2)のイに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の本要領の適用を受けるものとする。
- 4 改正前の本要領の規定に基づき給付を受けている者について、国の平成26年度補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、第5の2の(3)の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附則

- 1 この要領は平成27年4月9日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1(3)カ及び2(3)カについては、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は平成29年4月1日から適用する。

2 この通知による改正前の北海道青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

3 平成 27 年 2 月 3 日付け経営第 1696 号による改正前の北海道青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第 4 の 2 (2) アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要領の適用を受けるものとする。

附則

- 1 この要領は平成 29 年 7 月 13 日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 6 の 1 (8) ウ及び 2 (7) ウについては、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成 29 年 8 月 29 日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第 9-1 号、別紙様式 9-1 号-1、別紙様式第 9-3 号、別紙様式第 19 号及び参考様式：旧別紙様式第 16 号についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成 30 年 10 月 9 日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 5 の 1 (6) ウ及び 2 (5) ウについては、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 4 の 1 の (3) のオ、第 4 の 2 の (3) のオ、第 6 の 1 の (4)、第 6 の 2 の (4) 別紙様式第 5 号及び別紙様式第 17-1 号については、改正後の本要領を適用するものとする。

- 3 改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第4の2の(2)のイに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の本要領の第4の2の(2)のアを適用するものとする。

附則

- 1 この要領は令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1の(3)のオ、第4の2の(3)のオ、第4の3の(3)のオ、第6の1の(4)、第6の2の(5)、第6の3の(5)、別紙様式第5号及び別紙様式第17-1号については、改正後の本要領を適用するものとする。
- 3 改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第4の3の(2)のイに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の本要領の第4の3の(2)のアを適用するものとする。

附則

- 1 この要領は令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

準備型等における研修機関等

1 農業経営者育成教育機関

- (1) 北海道立農業大学校（養成課程、研究課程、稲作経営専攻研修）
- (2) 国立大学法人 帯広畜産大学草地畜産専修（別科）
- (3) 拓殖大学北海道短期大学（農学ビジネス学科 環境農学コース）
- (4) 学校法人八紘学園 北海道農業専門学校（昼間部）
- (5) 北海道富良野緑峰高等学校（農業特別専攻科）
- (6) 北海道別海高等学校（農業特別専攻科）
- (7) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部 花・野菜技術センター（総合技術研修、専門技術研修）

2 研修教育機関

市町村等が設置する研修機関で知事が認めるもの
（研修教育機関認定申請書の提出）

3 国内の先進農家又は先進農業法人

- (1) 知事が指導農業士として認定した者
- (2) 優れた経営を行い、青年の研修受入体制の整っている農家又は農業法人で、知事が認めるもの（先進農家等経営概要書の提出）

4 海外の先進的農業国における先進農家又は先進農業法人

公益社団法人国際農業者交流協会、公益財団法人北海道農業公社等が実施する農業海外派遣事業による研修先の農家又は農業法人

別表

推進事業費

区 分	内 容	注 意 点
謝 金	事業を実施するために直接に必要な事務を補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅 費	事業を実施するために直接に必要な公社又は市町村の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者及び公社職員に対して支払う実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（交付主体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の交付主体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず公社又は市町村で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。